

議案第79号

三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年12月10日

三朝町長 松 浦 弘 幸

三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 三朝町職員の給与に関する条例（昭和28年三朝町条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
（宿日直手当） 第17条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき<u>4,400円</u>（その勤務が執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で別に定めるものに退庁時から引き続いて行われる場合にあつては、<u>6,600円</u>）を超えない範囲内において町長の定める額を宿日直手当として支給する。ただし、常直的な宿日直勤務にあつては、その額は、月額<u>22,000円</u>を超えない範囲内において別に定	（宿日直手当） 第17条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき<u>4,200円</u>（その勤務が執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で別に定めるものに退庁時から引き続いて行われる場合にあつては、<u>6,300円</u>）を超えない範囲内において町長の定める額を宿日直手当として支給する。ただし、常直的な宿日直勤務にあつては、その額は、月額<u>17,000円</u>を超えない範囲内において別に定

める額とする。 2 略 (勤勉手当) 第20条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の92.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>を乗じて得た額の総額 3 及び 4 略 5 前2条の規定は、第1項の規定による<u>勤勉手当</u>の支給について準用する。この場合において、第19条の2中「前条第1項」とあるのは「第20条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第20条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(第20条第1項に規定する別に定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。)」と読み替えるものとする。	める額とする。 2 略 (勤勉手当) 第20条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の90</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の42.5</u>を乗じて得た額の総額 3 及び 4 略 5 前2条の規定は、第1項の規定による<u>勤務手当</u>の支給について準用する。この場合において、第19条の2中「前条第1項」とあるのは「第20条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第20条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する別に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。
--	--

第2条 三朝町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 （第 3 条関係）

行政職給料表

職員の区分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100
	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900
	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800
	23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800
	24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700
	25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700
	26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600
	27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600
	28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600
	29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100
	30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900
	31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700

32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300
33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100
34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500
35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000
36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600
37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000
38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200
39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700

72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			
111		300,300	349,200			

	112		300,600	349,500			
	113		300,800	350,000			
	114		301,000				
	115		301,300				
	116		301,700				
	117		301,900				
	118		302,100				
	119		302,400				
	120		302,700				
	121		303,100				
	122		303,300				
	123		303,600				
	124		303,900				
	125		304,200				
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

第3条 三朝町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
（期末手当） 第19条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の72.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第19条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の65、12月に支給する場合には100分の80</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の前項各号に掲げる区

4 ～ 6 略	分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 4 ～ 6 略
---------	--

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定 平成31年1月1日

(2) 第3条の規定 平成31年4月1日

- 2 第1条の規定による改正後の三朝町職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用する。

(勤勉手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の三朝町職員の給与に関する条例の規定に基づいて平成30年12月1日を基準日として支給された勤勉手当は、同条の規定による改正後の条例の規定による勤勉手当の内払とみなす。この場合において、算定される勤勉手当に係る差額については、町長が別に定める日に支給する。